

広島県告示第九百六十九号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十五条第三号の規定によつて、二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格を次の者に認定した。

平成十九年十月四日

広島県知事 藤 田 雄 山

次の表イ欄に掲げる学校において、同表ロ欄に掲げる学科の課程で同表ハ欄に掲げる修業年限を修めて卒業した後、建築に関して同表ニ欄に掲げる年数以上の実務の経験を有する者

(学校名) 広島県立総合技術高等学校 (所在地) 三原市本郷町本郷一四四三―三	イ	ロ	ハ	ニ
		環境設備科	三年	三年